

収支予算書(様式第3号)の補足資料になります。収入・支出項目は、ルールに従い定められた項目に記載してください。  
この資料は、審査時の資料となるだけでなく、指定管理開始後もモニタリング等の参考資料となるため、正確に記載してください。

科目※	項目	R8	R9	R10	R11	R12	内容
収入	利用料金	施設利用料金	26,500,000				利用料金収入
	市委託金	指定管理料	18,700,000				市提示額●●万円
	その他収入	指定事業収入※1	8,500,000				イベント参加者負担金、講演会参加者負担金、スクール参加者負担金、飲食、物販等
		自主事業から充当	500,000				※別紙自主事業収支予算書
合計		54,200,000	0	0	0	0	
支出	人件費	人件費	30,000,000				施設責任者 ●人 施設職員 ●人 アルバイト ●人 講師、インストラクター報酬等
		法定福利費等	2,000,000				社会保険、雇用保険料等
		小計	32,000,000	0	0	0	0
	業務費	施設管理委託料	290,000				清掃、警備、点検等施設管理委託料
		設備管理委託料	700,000				電気設備管理、機械保守、浄化槽保守管理、防火設備点検等委託料
		検査・調査業務委託料	200,000				水質検査、公害調査等委託料
		その他委託料	150,000				上記項目に該当しない委託料
		消耗品費	630,000				各種事務用品、備品に該当しない小額の物品
		雑費	200,000				消耗品に該当しない費用
		旅費	0				職員の研修、出張等に伴う旅費
		燃料費	4,500,000				灯油 単価●●円 年間使用量●●ℓ 灯油代金合計●●円 ガソリン 単価●●円 年間使用量●●ℓ ガソリン合計●●円 重油 単価●●円 年間使用量●●ℓ 重油合計●●円
		食料・材料費	0				各種イベントなどにおける材料費、弁当代など
		印刷製本費	220,000				各種事務用紙作成 パンフレット、ポスター等の印刷、写真の現像等
	光熱水費	5,000,000				電気代 基本料金●●円 電気料金単価●●円 年間使用量●●kwh 電気料金合計●●円 水道代 基本料金●●円 従量料金●●円 年間使用量●●ℓ 水道料金合計●●円 ガス代 基本料金●●円 ガス単価●●円 年間使用量●●ℓ ガス代合計●●円	
	修繕費	500,000				施設、設備、備品等の小規模修繕費	
	リース料	100,000				機器・備品などの長期賃貸借契約により生じるリース料、レンタル料	
	借上げ料(土地・建物)	0				駐車場敷地借上げ料等、土地、建物等の不動産賃貸借契約による借上げ経費	
	工事費	500,000				●●設置工事、災害復旧工事、施設の改修工事等	
	その他	150,000				上記項目に該当しない業務費	
	小計	13,140,000	0	0	0	0	
販売費	商品仕入費	270,000				指定事業における物販、飲食等の仕入代金	
	販売促進費	0					
	小計	270,000	0	0	0	0	
管理費	通信運搬費	250,000				郵便、電話料、無線、インターネットプロバイダ料金等	
	広告料	1,000,000				テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、SNS等に公告する費用	
	手数料	400,000				印紙代、銀行振込手数料等	
	クリーニング料	0				シーツ、タオル、館内着等クリーニング費用	
	保険料	870,000				施設賠償保険、スポーツ保険(イベント参加者)等	
	備品購入費	1,300,000				比較的長期に渡って使用することが予定される物品 机、椅子、テーブル、ソファ、スポーツ施設における競技用備品等	
	管理費(本社経費)※2	2,320,000				一般管理費、本社人件費、その他本社経費	
	その他	450,000				上記項目に該当しない管理費	
小計	6,590,000	0	0	0	0		
租税公課費	租税公課費	2,200,000				消費税、入湯税等	
市への納付金		0	0	0	0	※納付金を支払う施設の場合に記載	
合計		54,200,000	0	0	0	0	

※既にある科目を変更したり、新たに科目を追加しないでください。当てはまらない科目がある場合、「その他」に金額を入れ、内容欄に内訳を記載してください。

※内容欄に記載しきれない場合は、別紙で内訳書等を添付してください。

※燃料費・光熱水費の項目については、積算した単価・使用料についても内容欄に明記してください。

※自主事業の提案がある場合、管理業務の収支内訳とは別に作成してください。

※内容が不明な場合、作成した事業者に対して問い合わせを行うことがあります。

※1 指定事業とは、施設の設置目的行政目的達成のため、市が募集要項及び仕様書において業務内容を指定し、指定管理者が利用者から徴収する実費相当の料金、指定管理料等を充当して企画提案・実施する事業をいいます。

※2 管理費(本社経費)は人件費の10%以内としてください。また、一般管理費には本社人件費を含みます。